

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-12)

| 施策目標 | | 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する | | | | | 担当部局名 | 水管理・国土保全局 | | 作成責任者名 | 河川計画課長 金尾 健司 | |
|---|------|---|------|------|------|------|-----------|------------|-----------------|--|--------------|--|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 | | 洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。 | | | | | 施策目標の評価結果 | 政策体系上の位置付け | 4 水害等災害による被害の軽減 | 政策評価実施予定時期 | 平成27年7月 | |
| 業績指標等 | 初期値 | 実績値 | | | | | 評価結果 | 目標値 | 目標年度 | 業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等 | | |
| | | 目標値設定年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | | | | | | |
| 56 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(①河川堤防) | 0% | 平成23年度 | — | — | 0% | 約16% | 約22% | 約77% | 平成28年度 | 【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩落した場合に甚大な被災が想定される区間において、河川堤防の耐震点検により対策が必要と判断された区間のうち対策を実施した区間の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標) | | |
| 56 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(②水門・樋門等) | 0% | 平成23年度 | — | — | 0% | 約29% | 約46% | 約84% | 平成28年度 | 【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩落した場合に甚大な被災が想定される区間において、水門・樋門等の耐震点検により対策が必要と判断された箇所のうち対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標) | | |
| 57 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 | 0% | 平成23年度 | — | — | 0% | 約33% | 約48% | 約57% | 平成28年度 | 【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標) | | |
| 58 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率 | 0% | 平成23年度 | — | — | 0% | 約13% | 約19% | 約75% | 平成28年度 | 【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の河川の津波遡上区間において、想定される津波(いわゆるL1津波)に対する対策が必要と判断された河川堤防のうち、高さの確保及び耐震化を実施した区間の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に津波対策を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標) | | |
| 59 人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(①国管理区間) | 約72% | 平成23年度 | — | — | 約72% | 約74% | 約75% | 約76% | 平成28年度 | 【指標の定義】背後地に人口・資産等が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標) | | |
| 59 人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(②県管理区間) | 約57% | 平成23年度 | — | — | 約57% | 約58% | 約58% | 約59% | 平成28年度 | 【指標の定義】背後地に人口・資産等が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標) | | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--|--------------------|--------|-----|-----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|---|
| 60 | 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 | 約6.1万戸 | 平成23年度 | — | — | 約6.1万戸 | 約5.6万戸 | 約5.0万戸 | 約4.1万戸 | 平成28年度 | <p>【指標の定義】 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で依然として浸水のおそれのある戸数</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 長期的には0戸を目指す。 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 なお、国管理分については、できるだけ早期に浸水のおそれのある家屋を解消する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に約9割の解消を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p> |
| 61 | 人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量 | 約27万m ³ | 平成23年度 | — | — | 約27万m ³ | 約27万m ³ | 約33万m ³ | 約50万m ³ | 平成28年度 | <p>【指標の定義】 背後地に人口・資産が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域において、流域の持つ保水・遊水機能を確保するための調節池、流域貯留施設等の整備により確保される貯留量</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p> |
| 62 | ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水) | 49% | 平成23年度 | 20% | 30% | 49% | 62% | 69% | 100% | 平成28年度 | <p>【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合(%) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合=①/② ①:洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数 ②:洪水ハザードマップ作成対象となる想定している市町村数(約1,300市町村)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等の実施することは、住民の水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである 全国の大河川及び主要な中小河川(洪水予報河川、水位周知河川)の浸水想定区域に含まれている市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村の全てで計画期間中(平成28年度まで)に実施されるようになることを目標とする。</p> |
| 63 | 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 | 約45% | 平成23年度 | — | — | 約45% | 約54% | 約67% | 100% | 平成28年度 | <p>【指標の定義】 土砂災害警戒区域が指定された市町村のうち、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合=①/② ①:土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練を実施した市町村数 ②:土砂災害警戒区域が指定された市町村数(平成23年度末時点)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害警戒区域が指定された市町村については、ハザードマップの作成・公表および防災訓練が、早期に実施される必要があり、これらの市町村の全てで平成28年度までに実施されるようになることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p> |
| 64 | リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率(火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合) | 約48% | 平成23年度 | — | — | 約48% | 約59% | 約62% | 100% | 平成28年度 | <p>【指標の定義】 火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップ(注)を整備した火山の割合(%) リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率=①/② ①:火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山 ②:火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山) (注)火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 今後5年間に対象全火山(29火山)については、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、リアルタイム火山砂防ハザードマップを早期に整備する必要があるため、平成28年度までにこれらの全てについて整備することを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p> |
| 65 | 社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(①重要交通網にかかる箇所) | 約46% | 平成23年度 | — | — | 約46% | 約47% | 約48% | 約51% | 平成28年度 | <p>【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合 (分子)土砂災害のおそれのある重要交通網にかかる箇所 (分母)土砂災害のおそれのある重要交通網にかかる箇所</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|----|---|------------|--------|---|---|------------|------------|------------|--------------|--------|--|
| 65 | 社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(②主要な災害時要援護者関連施設) | 約29% | 平成23年度 | — | — | 約29% | 約31% | 約33% | 約39% | 平成28年度 | 【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合 (分子)土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所 (分母)土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設 【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標) |
| 66 | 土砂災害警戒区域指定数 | 約25万9千区域 | 平成23年度 | — | — | 約25万9千区域 | 約31万区域 | 約35万区域 | 約46万区域 | 平成28年度 | 【指標の定義】 土砂災害警戒区域の指定数 【目標設定の考え方・根拠】 平成19年度以降の実績の推移を勘案し設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標) |
| 67 | 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率 | 0% | 平成23年度 | — | — | 0% | 0% | 約12% | 100% | 平成28年度 | 【指標の定義】 平成22年公表の深層崩壊推定頻度マップ(注1)において深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に対する大規模土砂移動検知システム(注2)により監視できる面積の割合(以下、監視カバー率という)。 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率=①/② ① 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に大規模土砂崩壊が発生した場合に大規模土砂移動検知システムにより監視できると思われる範囲(監視カバー範囲)の面積 ② 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域の総面積 (注1)・・・過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の発生頻度を推定したマップ (注2)・・・山地地域に配置した振動センサーをネットワーク化し、検知した地盤振動から、大規模な土砂移動現象の発生位置と時間を推定することにより大規模土砂崩壊発生箇所の把握の時間短縮を行うシステム 【目標設定の考え方・根拠】 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域については、早期に大規模土砂移動検知システムにより監視できるようにする必要があるため、これらの地域について平成28年度までに監視カバー率を100%とすることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標) |
| 68 | リエゾン協定締結率(国土交通省等とリエゾン(現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合) | 71% | 平成23年度 | — | — | 71% | 91% | 94% | 100% | 平成28年度 | 【指標の定義】 国土交通省等とリエゾン協定を結んでいる全国の市町村の率 ※リエゾン協定:災害等により被害が発生又は発生する恐れがある場合において、適切な災害対応に資することを目的に、被災市区町村に「現地情報連絡員(リエゾン)」を派遣し、相互に必要とする各種情報を交換することについて定めたもの。 分子:リエゾン協定を結んでいる全国の市町村数 分母:全国の市町村数 【目標設定の考え方・根拠】 本指標のリエゾン協定は、大規模自然災害等が発生又は発生する恐れがある場合において、国土交通省及び市町村が必要とする各種情報の交換等に係る事項を定め、もって適切な災害対応に資することを目的とする。 なお、全国政令指定都市とは既に協定締結済であるため、本指標では対象外としている。 全国の市町村と迅速な情報共有を図ることにより、被災地域の被害拡大の防止や2次被害防止を図り、国民の安全・安心及び民生の安定を確保するため、できるだけ早期に全国全市町村との間で協定を締結する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標とする。 |
| 69 | 大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の①実施地域ブロック数 | 1ブロック(10%) | 平成23年度 | — | — | 1ブロック(10%) | 4ブロック(40%) | 5ブロック(50%) | 10ブロック(100%) | 平成28年度 | 【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数:全ブロックで実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要があり、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 |
| 69 | 大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の②参加都道府県 | 5団体(11%) | 平成23年度 | — | — | 5団体(11%) | 22団体(47%) | 25団体(53%) | 47団体(100%) | 平成28年度 | 【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数:全都道府県と共同実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要があり、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-------------------------------------|--------------|--------|---|----|--------------|--------------|---------------|----------------|--------|---|
| 69 | 大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の③ 政令指定都市数 | 2団体 (10%) | 平成23年度 | — | — | 2団体 (10%) | 9団体 (45%) | 10団体 (50%) | 20団体 (100%) | 平成28年度 | 【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数：全政令指定都市と共同実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要がある、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 |
| 70 | 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率 | 約3% | 平成23年度 | — | — | 約3% | 約30% | 約45% | 100% | 平成28年度 | 【指標の定義】 堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合(%) 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率=①/② ①：長寿命化計画を策定済み施設数 ②：堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設(約3,500施設) 【目標設定の考え方・根拠】 本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期的の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。 主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、平成28年度までに河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。 |
| 71 | 大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数 | 0台 | 平成22年度 | — | 0台 | 0台 | 0台 | 83台 | 20台 | 平成28年度 | 【指標の定義】 大規模災害発生時に迅速に調達可能な無人化施工機械(ただし、標準化されたインターフェースを装備したものに限る)の台数 【目標設定の考え方・根拠】 迅速的確な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。中でも、遠隔から建設機械を操作する無人化施工技術は、操作員の安全を確保し、火山噴火等大規模な災害に際しての復旧作業に必要な技術の一つである。 無人化施工を迅速に行うためには機械操作や画像伝送等に不可欠な通信システムを現場で早急に構築する必要がある。現在は通信システムの構築、特に機器類の接続の調整に時間を要しているが、これら調整の簡便化のためにシステムの接続仕様(インターフェース)の標準化を図る。 以上から、業績指標(アウトプット)を接続仕様(インターフェース)が標準化された「大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数」とした。 なお、目標値は、災害は日本全国各地でも発生する可能性があり、災害復旧活動を迅速に複数台で作業開始できることを念頭に置き、全国で官・民それぞれが保有する機械を合わせて「20台」(各地方整備局等管内で2台程度)を平成27年度までに確保することを目標とした。 |

| 達成手段 (開始年度) | 26年度 行政事業レビュー 事業番号 | 予算額計(執行額) | | | 26年度 当初 予算額 (百万円) | 達成手段の概要 | 関連する 業績指標 等番号 | 達成手段の目標(26年度) (上段：アウトプット、下段：アウトカム) |
|--|--------------------------|----------------------|----------------------|---------------|----------------------------|---|---------------------|---------------------------------------|
| | | 23年度 (百万円) | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | | | | |
| (1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年 度(補助))(関連26-⑧) | 052 | 289,224 (287,955) | 278,547 (277,005) | 500,175 | 237,922 | ○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせて、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。 また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら整備を行う。 ○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。 ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所における浸水被害を速やかに解消する。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生の危険性の高い箇所の安全度を向上させる。 ○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄：国費率2/3等、補助：国費率1/2等) | 59、60 | — — |
| (2) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15 年度(補助)) | 115 | 176,434 (172,168) | 151,232 (140,280) | 136,503 | 126,254 | ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムの容量の再編や排砂バイパスの設置等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄：国費率7/10等、補助：国費率1/2等) | 59、60 | — — |
| (3) 河川・ダムの維持管理事業 (明治35年度(河川維持修繕事 業、明治31年度(堰堤維持事 業)) | 116 | 154,987 (154,000) | 144,794 (143,523) | 250,612 | 137,452 | 河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川巡視、水門、樋門樋管、排水機場等施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施する。また、堤防、護岸、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の補修や、老朽化等に伴い低下した施設機能回復等を実施。また、ダムにおける放流設備等の操作や点検、補修、堤体や貯水池の保全のための巡視、点検、補修、放流通報設備の点検、補修等を実施。 | 70 | — — |
| (4) 砂防事業 (明治31年度) | 117 | 86,877 (86,576) | 77,887 (77,635) | 112,730 | 79,563 | 砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備の整備を実施することで、土石流や火山泥流等により引き起こされる土砂流出や下流河川の河床上昇等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。 (直轄：国費率2/3、補助：国費率1/2等) | 65 | — — |

| | | | | | | | | |
|---|-----|--------------------|--------------------|--------|--------|---|--------------|--|
| (5) 砂防管理事業 (平成20年度) | 118 | 374 (374) | 605 (605) | 818 | 552 | 砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する溪流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。 | — | 事業実施箇所(山系) 除石量 適正に砂防施設の機能が確保された溪流の数 |
| (6) 地すべり対策事業 (昭和27年度) | 119 | 8,495 (8,489) | 6,362 (6,332) | 8,453 | 6,925 | 地すべり災害は一旦発生すると緊急かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。一方で、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑止する工事を実施している。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等) | 65 | — — |
| (7) 急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度) | 120 | 828 (811) | 275 (275) | 16 | 16 | 急傾斜地崩壊対策事業は、かけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護する。また、急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。 | 65 | — — |
| (8) 河川・海岸等復興関連事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連)(平成23年度)(関連26-⑬) | 121 | 12,091 (10,575) | 84,642 (79,253) | 50,353 | 25,782 | 被災地の復興を推進するため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施。 東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯等で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。 | 56.57, 58 | — — |
| (9) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:26-⑧、⑪、⑬) | 053 | 18,784 (18,564) | 5,190 (4,993) | 5,248 | 5,225 | ○地方公共団体等が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 以下、H25年度までの事業 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 以下、H26年度以降の事業 ①民間活カインベション推進下水道事業…再生可能エネルギーの利用促進等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等)。 ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究 | 60 | — — |
| (10) 水害等統計作成経費 (昭和36年度) | 122 | (11) | (12) | 14 | 14 | ①毎年、1月1日から12月31日までに発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産、公共土木施設及び公益施設の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業員数等並びに公共土木施設被害額、公益事業等被害額)を網羅的に調査するため、最的確に調査・把握できる地方公共団体に委託の上、実施。 ②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することが出来る統計書等の作成。 | — | 調査結果の項目数 全国における水害による被害実態を網羅的に調査・分類し、それらの経年変化をとりまとめる統計書を作成するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。 なお、本事業(水害統計作成)は、上記のように全国における水害による被害実態及びそれらの経年変化をとりまとめる統計書を作成することが目的であり、従前から、 ・河川整備計画や事業評価において必要となる過去の水害実績等の資料 ・治水事業の必要性や効果を示すための資料 など 河川に係る行政施策の実施に必要な基礎資料として活用されているところである。 |

| | | | | | | | | | |
|------|---------------------------------------|-----|-------------|-------------|-----|----|---|---|---|
| (11) | 洪水予報施設運営に必要な経費 (昭和25年度) | 123 | 20 (19) | 20 (20) | 20 | 19 | 本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な、雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。 | — | 全国の洪水予報施設の運営 洪水予報、水防警報実施に必要な雨量等の把握や河川水位の予測、迅速な情報の伝達を行い、水害の防止・減災に資する。(観測施設や警報施設等の保守管理や電力供給を行うものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。) |
| (12) | 河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度) | 124 | 42 (41) | 42 (39) | 42 | 40 | 本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、定期的に稼働状況等を点検するとともに、消耗品の交換等の保守を行うものである。 また、観測データの精度を確保するために整理・照査を行い、統計資料の作成を行うものである。 | — | 全国の河川水理調査箇所数 河川の水位・流量、雨量の基礎データを長期的に精度よく収集・蓄積し、河川整備・管理に関する方針・計画の立案・策定に資する (長期的に水文データを整備するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない) |
| (13) | 河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度) | 125 | 9 (9) | 9 (9) | 9 | 8 | 本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。 また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。 | — | 全国833箇所の河川水理調査観測所施設の内、修繕等を実施した箇所数 河川の水位・流量、雨量の基礎データを長期的に精度よく収集・蓄積し、河川整備・管理に関する方針・計画の立案・策定に資する (長期的に水文データを整備するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない) |
| (14) | 洪水予報施設経費 (昭和25年度) | 126 | 105 (96) | 100 (99) | 100 | 96 | 本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うため、老朽化した雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。 | — | 全国505の洪水予報施設の更新 洪水予報、水防警報実施に必要な雨量等の把握や河川水位の予測、迅速な情報の伝達を行い、水害の防止・減災に資する。(老朽化した施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。) |
| (15) | 防災ソフト施策の高度化・充実に関する調査・検討経緯 (平成25年度) | 127 | — — | — — | 56 | 26 | 警戒避難マニュアルの作成や災害被害の予測手法の開発等を行い、それらを活用した地方公共団体の防災能力を向上させるための技術的支援等を行うことにより、何としても人命を守る防災体制の構築を進める。 | — | ○水災害警戒避難支援マニュアルに係る検討・災害事例等実態調査等報告書 ○総合的防災対策のための広域的な津波分析調査業務報告書 ○広域TEC-FORCE活動計画作成に係る検討報告書 ○ソフト手法による水害対策の導入可能性に関する検討・調査報告書 防災ソフト施策による防災・減災対策の高度化・充実を図る。(防災ソフト施策による防災・減災対策の検討等を対象としたものであって、定量的な成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。) |
| (16) | 防災分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度) | 128 | — — | — — | 65 | 65 | 世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、設立が予定されている国連事務局等への拠出金により、水防災に係る国際目標・指標等の策定に関する活動を推進する。 | — | 会議開催数(準備プロセスに係るものを含む) 会議(準備プロセスに係るものを含む)に参加した各国政府・国際機関の数 |

| | | | | | | | | | |
|------|--|---------|--------------------|------------------|--------|-------|--|----|---|
| (17) | 新興国における水防災技術の現状に関する調査・検討経費 (平成26年度) | 新26-018 | - | - | - | 16 | 我が国の河川管理については、気候変動の影響に伴う水関連災害の激甚化傾向を踏まえ、洪水・濁水等のリスクに対しても被害の最小化に資する更なる対策の必要性の検討が求められており、世界各国の知見を活用する等により水防災技術・河川管理の更なる効率化・高度化を図る必要がある。このため、気候変動に伴う脆弱性の増大に対する世界各国の対応策等の近年の動向や新興国等の水防災技術の現状を把握することにより、我が国の水防災技術・河川管理の更なる効率化・高度化を推進する。 | - | 海外における水関連災害の調査件数 (海外における水関連災害は年間に何件発生するかは予測できず、かつ、すべての水関連災害を対象とするわけではないため、活動見込を定めて実施する性質のものではない。) 我が国の水防災技術・河川管理の更なる効率化・高度化による水害等の災害による被害軽減 (我が国の水防災技術・河川管理の検討を対象としたものであり、定量的な成果指標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。) |
| (18) | 砂防設備等の点検・維持管理 検討経費 (平成26年度) | 新26-019 | - | - | - | 5 | 砂防設備等は全国各地に多数存在し、各現場毎に目視点検により異常を把握し、必要に応じて詳細な点検や対策を行ってきた。近年、集中豪雨の増加や砂防設備等の老朽化等により、様々な形態の損傷が増えてきており、砂防設備等の現状を適切に把握し、計画的かつ効率的に維持管理・更新を行う必要がある。 適切に砂防設備等の維持管理を行うため、「定期点検(目視点検)」による評価指標や、詳細点検や対策実施にかかる判断指標について、全国の都道府県の整備状況を包括的に把握している国が率先して検討を行い、「砂防設備等の点検ガイドライン(案)」として、具体的な基準や指標をとりまとめて全国に周知する。 | - | 「砂防設備等の点検ガイドライン(案)」作成のための検討報告書 砂防設備等の現状を適切に把握し、計画的かつ効率的な維持管理を図る。 (点検方法等を取りまとめた「砂防設備等の点検ガイドライン(案)」を作成するものであり、定量的な成果指標及び成果実績を定めて実施する性質のものではない。) |
| (19) | 深層崩壊に起因する大規模土砂災害対策ガイドラインの作成 (平成26年度) | 新26-020 | - | - | - | 5 | 平成23年9月の台風第12号の大雨による紀伊半島での被害など、深層崩壊に起因する大規模土砂災害は、緊急対策によって被害が軽減し得た一方で、事前の対策が困難であったことから被害が軽減し得なかった事例も多数生じた。 近年、深層崩壊に関する調査研究が進展し、深層崩壊に起因する大規模土砂災害に対する事前対策も可能となってきたことから、緊急対策のみならずハード、ソフト両面からの事前対策も含めた総合的な対応が求められている。 そこで、本事業では、対策検討の基本となる想定被害の検討を行い、深層崩壊に起因する大規模土砂災害に対応したソフト対策及びハード対策を検討するとともに、ソフト対策とハード対策を効果的に融合させた総合的な対策を行うためのガイドラインを作成する。 | - | 深層崩壊に起因する土砂災害被害想定ガイドライン(案)の作成 深層崩壊に起因する大規模土砂災害に対応した被害想定を行う手法を検討し、深層崩壊発生で起こり得る多様な現象の被害想定を把握すること。(深層崩壊に起因する土砂災害被害想定ガイドライン(案)を作成するものであり、定量的な成果指標及び成果実績を定めて実施する性質のものではない。) |
| (20) | 大規模土砂災害緊急調査経費 (平成25年度) | 129 | - | - | 4 | 4 | 大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰深、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。 また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データ等を解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰で発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。 | - | 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施 河道閉塞や火山噴火等に伴う大規模な土砂災害が発生した際に被害を減らすこと。(定量的な成果指標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。) |
| (21) | 火山地域における土砂災害発生を考慮した地熱開発ガイドラインの作成経費 (平成25年度) | 130 | - | - | 4 | 3 | 地熱発電開発に伴う各種調査や地熱発電所の稼働が火山地域における土砂災害の発生に与える影響を分析するとともに、地熱発電による安定的な電力供給と地域の人命・資産を地熱開発に伴う土砂災害から保全するため、火山地域における安全な地熱発電に向けた注意点や要規制内容をとりまとめたガイドラインの策定を行う。 | - | 火山地域における地熱開発に伴う土砂災害発生を考慮したガイドライン作成のための検討報告書 地熱開発による土砂災害の発生を未然に防止するためのガイドラインを作成するものであり、成果指標及び成果実績を定めて実施する性質のものではない。 |
| (22) | 海岸事業 (昭和24年度)(関連26-④、⑬) | 023 | 9,186 (9,133) | 9,583 (9,569) | 16,678 | 9,751 | 津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業：国10/10、2/3 | 57 | - - |
| (23) | 海岸事業(直轄) (直轄：昭和47年度)(関連26-④、⑬) | 027 | 11,368 (11,358) | 8,880 (8,879) | 10,343 | 9,492 | 津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 | 57 | - |

| | | | | | | | | |
|---|-----|--|--|--------------------|---------|---|----|--|
| (24) 海岸事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連26-⑬) | 131 | 338 (338) | 2,330 (2,330) | 2,699 | 207 | 東日本大震災において、海岸堤防等の沈下・損壊などの被害が発生し、来襲する津波により多くの人命・財産が失われたことを教訓として、東海・東南海・南海地震等の大規模地震に伴う津波に備えるため、即効性の高い海岸堤防等の地震・津波対策(液状化対策、陸閘の自動化・遠隔操作化等)を実施。 | 57 | — — |
| (25) 災害対策等緊急事業 (平成17年度) | 114 | 27,028 (6,304) | 21,300 (12,308) | 17,900 | 17,811 | 台風や集中豪雨等の自然災害を受けた地域等で、次に発生する災害による被害を防止するため、浸水被害を受けた河川の河道掘削や落石発生箇所における道路斜面の防護柵の設置等、再度災害防止対策工事を年度途中で緊急に実施するための事業。 また、重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するため、道路交通事故を受けて道路情報提供装置を設置するなど、事故再発防止対策工事を年度途中で緊急に実施するための事業。 | — | 災害等の発生を受けた当該年度新規の配分件数 (前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) (30件(H25年度)) 年度によって災害等の発生状況が変化するため、定量的な 成果目標は設定できない。 |
| 施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。 | | 1,672,524 (131) (1,241,203) (131) | 2,383,858 (89) (1,312,885) (89) | 2,506,171 (239) | 602,333 | 施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの) | | 【施政方針】 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)、第166回国会施政方針演説(平成19年1月26日)、第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)、第174回国会施政方針演説(平成22年1月29日)、第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)、第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) 【閣議決定】 経済財政運営と改革の基本方針について(平成26年6月24日閣議決定)、日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定) |